

令和7年度結婚新生活支援事業周知事業業務仕様書

第1 委託業務の名称

令和7年度結婚新生活支援事業周知事業業務

第2 業務の概要

1 背景と目的

本県の合計特殊出生率は、令和6年が1.00と全国46位にとどまっており、深刻な状況が続いている。少子化の要因として、特に未婚化と晩婚化の影響が大きいと言われているが、本県は「20歳代・30歳代の有配偶者率と有配偶者出生率がともに低い」、「平均初婚年齢及び第2子出生時年齢が高い」といった特徴があると分析されており、若い世代の結婚や子育ての希望や理想をかなえられるための支援が必要である。

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、新規に婚姻した世帯を対象に市町村が行う「結婚新生活支援事業（家賃、引越費用等の補助）」の取組について県が周知広報を実施することで、事業の認知度向上及び結婚に係る社会的な気運醸成を図るもの。

2 結婚新生活支援事業の概要

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、各自治体が新規に婚姻した世帯を対象に家賃や引越費用等を補助するもの。各自治体が地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施しており、令和7年度は、宮城県内の15市町で事業を実施している。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）

4 履行場所

宮城県内

第3 業務の内容

1 委託業務の詳細

（1）広報戦略の検討・提案

「結婚新生活支援事業（家賃、引越費用等の補助）」の取組に関する施策等について、広報効果が最大化するよう、個別にターゲット層や情勢等の分析を行い、発注者に広報戦略を提案すること。

（例）・オンライン広告媒体（例：Instagram、X、Google 広告、Yahoo! 広告等）を活用した結婚新生活支援事業の周知に関する広告配信

・情報誌（地域誌・フリーペーパー等）を活用した結婚新生活支援事業の周知広報

なお、上記に限らず、事業の趣旨に資する効果的な周知手法があれば、受注者の創意工夫に

よる独自の提案を積極的に評価し、導入を検討するものとする。

(2) オンライン広告や情報誌等への出稿・管理・編集作業

イ 発注者と協議して決定した広告への出稿作業を行うこと。

ロ 発注者が提供する写真や映像、その他の素材をもとに、広告等の制作を行うこと。

ハ 出稿する広告については、特定の地域や年齢層など、ターゲットを絞って広報を実施すること。

ニ 実施した広告毎に発行部数や販売部数の他、リーチ数やクリック率などについて、具体的な目標値を設定すること。

ホ 出稿したオンライン広告等に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを発注者に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。

(3) 広告実施の結果報告・検証

イ 実施した広告毎に(2)ニで設定した目標値に対する結果を報告するとともに、効果検証をするためのアンケートを実施すること。

ロ 上記イの検証・分析を行い、県内の結婚支援の需要等についての分析結果を報告すること。

(4) その他

広報戦略の提案時や結果報告時など、必要に応じて会議を開催し、会議終了後は議事録を作成し、1週間以内に提出すること。

2 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 特定の主義主張を目的とするもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が広告を掲載することが適当でないと認めるもの

3 共通事項

広報業務の実施に当たっては、次の図を使用することができる。

アニメむすび丸 子育てバージョン (6種)



アニメむすび丸 キューピッドバージョン (3種)



第4 成果の帰属及び秘密保持

1 成果の帰属

本業務により発生した成果は、発注者に帰属するものとする。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、業務中及び完了後も、業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の保持

受注者は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第5 包括的事項

1 受注者は、民法（明治29年法律第89号）、刑法（明治40年法律第45号）、著作権法（昭和45年法律第48号）等の関係法規を遵守すること。

2 受注者は、業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。

3 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。

4 本事業は、地域少子化対策重点推進交付金の都道府県連携コースに基づく事業であるため、広報に当たっては、県と協議の上、市町村とも連携して進めること。

5 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

6 各事業の成果指標は別表に記載のとおりとする。なお、各業務終了後に、効果測定を行い、その成果指標の達成状況を上記5の「業務実施結果報告書」に記載すること。

別表 成果指標

項 目	成 果 指 標
オンライン広告等に係るリーチ数	150,000
結婚新生活支援事業の認知度	60%

